

令和3年度「つがる弘前軽トラ市」出店者要項

1. 目的

地域と農業のかけはしとなり、地域社会の発展や活性化に貢献することはJAの責務である。よって、生産者、商工業者、消費者が一体となって参画し、定期的かつ継続的に交流を図る場を作り、相互交流を深めたい。地域の農産物や加工品、工芸品などの宣伝販売を対面で行うことでコミュニケーションある地域づくり、相互理解や地産地消の促進、地域潜在能力の発掘などに寄与することを目的とする。

2. 主催者

つがる弘前農業協同組合
(主管部署 販売部 直販課)

3. 開催日時

下記の日程で全3回とし、午前7時～11時までとします。(小雨決行)

- (1) 令和3年 8月 7日(土)
- (2) 令和3年 9月 4日(土)
- (3) 令和3年10月 2日(土)

※1 上記予定は変更になる場合があります。

※2 日時、開催の有無など変更があった場合、別途メールにて連絡します。

4. 開催場所

つがる弘前農業協同組合 本店国道7号線側駐車場
(〒036-8522 青森県弘前市大字城東北四丁目1-1)

5. 出店資格

事前に出店登録を行った、趣旨に賛同する周辺地域(市内に限らない)の個人・グループ・団体。

6. 出店登録(事前登録)

所定の出店登録申込書に必要事項をご記入のうえ、持参、郵送、メール添付のいずれかの方法で下記提出先まで提出してください。

申込書提出後、主催者側から受け取り確認の連絡をいたします。提出後、3営業日以内に主催者側からの連絡がない場合は、お手数ですが「つがる弘前農業協同組合 販売部直販課」まで電話連絡をお願いいたします。

主催者側で申込書内容など確認後、ご記入いただいた内容に不備がない場合は登録証明書類を発行します。登録証明書類の有効期間は発行日より令和4年3月31日までとします。

なお、所定の様式は「つがる弘前農業協同組合 販売部直販課」で直接受け取るか、または「つがる弘前農業協同組合ホームページ（URL <http://www.ja-tu-hirosaki.jp/>）」からダウンロードしてください。

(1) 持参、郵送での申し込み

つがる弘前農業協同組合 販売部直販課

〒036-1331 青森県弘前市大字五代字前田306-1

(2) メールでの申し込み

つがる弘前農業協同組合ホームページより所定用紙をダウンロードし、直販課店舗係（tenpo@ja-tu-hirosaki.jp）へ送信

7. 登録募集期間

令和3年6月1日（火）より7月12日（月）まで。

8. 出店料

一区画一回の出店ごとに1,000円。

当日、開催前に本部受付にて徴収し、都度、領収書を発行します。

※出店申込は、事前に行ってください。

9. 出店募集数

30店（予定）

10. 出店者説明会

申し込み受付の締め切り後、出店者説明会を行います。

日程や内容については、登録いただいた連絡先を通じてお知らせいたします。

1 1. 出店規約

(1) 出店条件

- ①出店者は主催者の指示に従ってください。
- ②軽トラックに限りませんが、出店は原則軽自動車とします。
- ③軽自動車でない場合、ケータリングカー※1、テント（フリーマーケット形式も含む）とします。

※1. ケータリングカーの場合で主催者側が特別な理由があると判断した場合は、軽車両以外での出店を認める事とする。

特別な理由の例

※すべての条件を満たすものではありません。

- 子どもたちが日ごろ体験できないような体験型の学習が可能であること。
- 軽トラ市で販売されている野菜や果物、加工品等を積極的に活用することが可能であること。
- 開催趣旨に寄与することができること。
- 各出店先でも「つがる弘前軽トラ市」のPRを行えること。（主催者側でのビラの配布等が禁止されている場合を除く。）
- 事業の実施にあたり、主催者側が出店者側に依頼を行った場合。

- ④一店舗一区画を4m×6mと予定しています。
- ⑤出店位置は主催者が決定し、実施日までに通知します。
- ⑥電気、ガス、水道は供給できかねます。必要な場合は持ち込みとなります。
- ⑦食品衛生法に基づく許可と露天営業の申請が必要なものはあらかじめ出店者側で許可を受けてください。また、食品の販売に必要な表示（名称・原材料・食品添加物名・消費期限または賞味期限・製造者等）は確実に行ってください。（令和2年4月1日からの新表示基準遵守）
その他、出店者個々の営業に必要な（酒類の販売・古物商など）許認可は、出店者側で対応を行ってください。これら許認可等の必要な出店をする場合には申込書と一緒に許可証等の写しを併せて提出してください。
- ⑧発電機、ストーブ、コンロ、調理用器具等は、対象火気器具や周囲の可燃物等の消火に適した消火器の準備をした上で使用してください。
- ⑨会場内での盗難や破損、事故、または商品による食中毒などが発生した場合は、当該出店者の責任で速やかに対応し、主催者に報告してください。
- ⑩出店に関する事故やトラブル等について主催者は一切責任・保証を負いません。
- ⑪自店商品が時間内に販売終了した場合でも、事故防止のため開催時間中は車両の移動禁止です。退去時刻まで待機願います。

- ⑫主催者側からの連絡は原則メールで行いますので、メールアドレスが必須となります。また、主催者のパソコンからのメール受信を許可する設定が必要となります。
- ⑬出店申込後、万が一キャンセルをする場合は実施日の2週間前まで受け付けます。それ以降のキャンセルは原則として認めませんが、やむを得ず出店できなくなった場合は速やかに主催者までご連絡ください。
- ⑭区画内に販売台や陳列器具などを置くことは自由です。POP等を活用し、販売促進に努めてください。
- ⑮POPや値札などを含む販売に必要なすべての備品及びつり銭等については各自ご用意ください。
- ⑯各地の軽トラ市では日差しよけや天候対策として3m四方程度のワンタッチタープが活躍しています。ホームセンター、スポーツショップ、ネットショップ等で販売しております(約一万円程度)。各自での用意・設置をおすすめします。

(2) 出店品目

- ①農産物、食品加工品、商工業用品、工芸品など。原則自由ですが、違法性のあるものや社会通念上ふさわしくないものなど主催者が不適格と判断したものは、販売や宣伝はできません。
- ②登録内容から販売・出店品目の変更を行う場合は実施日2週間前までに主催者へ申し出てください。
- ③時期により品目が変わることがあらかじめわかっている場合は登録申込書に明記してください。

(3) 清掃など

- ①出店場所及びその周辺は、出店者が責任を持って清掃を行い、販売の際に発生した自店商品の使い捨て食器等のゴミは、あらかじめゴミ袋(箱)等を備えるなど、出店者が責任を持って回収し、持ち帰ってください。
- ②当日の気象変化への対応は、必要に応じて出店者が行ってください。

(4) 開催中止

- ①著しい天候不良、落雷等の際は、開催を中止する場合があります。なお、開催の中止の決定は主催者側で行い、開催当日の午前5時に決定します。中止の連絡は原則メールにて連絡いたします。
- ②予備日での開催はありません。また、開催中止の場合に生じる損害については、主催者は補償しません。

(5) 出店の取止めと個人情報

- ①暴力団排除のため、出店者の個人情報を警察に照会することがあります。出店者が反社会的勢力（暴力団員又は暴力団密接関係者など）と認められたときは出店できません。また、登録後反社会的勢力（暴力団員又は暴力団密接関係者など）と認められたときは登録を取り消します。また、政治的・宗教的活動行為は禁止します。
- ②主催者側の指示や出店規約を遵守しない場合は、主催者の判断で出店を取り止めて頂くことがあります。
- ③無断で出店キャンセル等を行った場合は、以後の出店を認めない場合があります。
- ④出店登録により取得した個人情報は当組合の個人情報保護方針に基づき、厳重に管理しますが、他の事業への参加の案内等に使用することがあります。
- ⑤出店後に購入者より主催者側へ出店者に関する問い合わせがあった場合は、連絡先を購入者側へお伝えいたしますので、販売の際に、連絡先が来場者へ分かるように表示をしてください。
- ⑥撮影した写真等の肖像権は、すべて主催者に帰属し、記録等も含めてテレビ・新聞・雑誌・インターネット等へ掲載する場合があります。

12. その他

新型コロナウイルスの感染拡大状況により、中止となる事もあります。

[連絡先]

つがる弘前軽トラ市事務局(つがる弘前農業協同組合 販売部直販課)

担当 吉崎

『住所』 〒036-1331 青森県弘前市大字五代字前田306-1

『平日連絡先』月～金曜日 ※9:00～17:00

TEL:0172-82-4205

FAX:0172-82-6081

『メールアドレス』

tenpo@ja-tu-hirosaki.jp

以 上